

おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議設置要綱

平成 23 年 8 月 19 日 23 福福発第 10729 号 区長決定
(一部改正) 平成 30 年 4 月 6 日 30 福福発第 10066 号 福祉部長決定

(設置)

第1条 大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりを区民、事業者、地域の団体等と区が協働して推進するために、おおたユニバーサルデザインのまちづくり区民推進会議（以下「UD区民推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 各主体 基本方針で定めるまちづくりを推進する区民、事業者、地域の団体等及び区をいう。
- (2) アクションプラン 課題を解決し、ユニバーサルデザインのまちづくりを具体的に推進していくための指針（行動計画）をいう。

(所掌事項)

第3条 UD区民推進会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 基本方針に基づくアクションプランの推進状況に関すること。
- (2) ユニバーサルデザインのまちづくりに関する推進方策を検討し、及び実施すること。
- (3) ユニバーサルデザインのまちづくりについて各主体へ働きかけること。
- (4) 基本方針、アクションプラン等の見直しの方向性を検討すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(委員の構成)

第4条 UD区民推進会議は、次に掲げる分野のうちから区長が委嘱する委員20名程度で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 福祉
- (3) まちづくり
- (4) 地域
- (5) 商工業・観光
- (6) 前各号に掲げるもののほか、関係する分野

2 前項に規定する委員のうち2人は、原則として公募委員とする。

3 委員を辞職しようとするときは、理由を添えて区長に申し出なければならない。

(募集)

第5条 UD区民推進会議委員の募集は、次の方法によるものとし、公募については別記第1号様式、前条第1項に掲げる分野の団体からの推薦については別記第2号様式により申込みをする。

2 区長は、前項による公募者については、選考の上決定する。

(任期)

第6条 委員の任期は委嘱した日から、当該委嘱した日の属する年の翌々年度末までとする。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 前項の規定に関わらず、区長は、必要があると認めるときは、委員の任期を別に定めることができる。

(会長及び副会長)

第7条 UD区民推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、UD区民推進会議を代表し、UD区民推進会議を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 UD区民推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(部会)

第9条 UD区民推進会議に専門的な調査検討等を行うための専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長が指名する委員

(2) 会長が推薦し、区長が委嘱する者

(3) 区長が任命する区の職員

3 専門部会に部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。

4 部会長は、部会を招集し部会の事務を掌握するとともに、活動結果等をUD区民推進会議に報告する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員が、その職務を代理する。

6 部会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 UD区民推進会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、委員会に関係した者は秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(ユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会)

第11条 UD区民推進会議で出された意見等について、必要に応じて検討等を行うためにユニバーサルデザインのまちづくり庁内推進委員会（以下「UD庁内推進委員会」という。）を設置する。

2 UD庁内推進委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務局)

第12条 UD区民推進会議の事務局は、福祉部福祉管理課とまちづくり推進部都市計画課で行い、事務の統括は福祉部福祉管理課で行うこととする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるほか、UD区民推進会議の運営に関して必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。

付則

この要綱は、決定の日から施行する。